

# 【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和元年（2019 年） 7 月 2 2 日（月） 午後 1 時 3 0 分～ 4 時 1 5 分

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名 | 令和元年度（2019 年度）<br>第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 場 所 | 本庁舎 5 階 第 3 委員会室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 題 | <p>（1）指定管理者の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 3 0 年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について</li> </ul> <p>（2）指定期間満了に伴う施設の指定管理者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市市民活動支援センター（市民協働部 市民活動支援課）</li> <li>・越谷市斎場（市民協働部 市民課）</li> <li>・越谷市越谷駅東口駐車場（都市整備部 市街地整備課）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 出席者 | <p><b>【委員】</b><br/>菊池会長、村上副会長、高橋委員、長野委員（4 名）</p> <p><b>【施設所管部職員】</b><br/>（市長公室）<br/>宇田川市長公室長、<br/>中村市長公室副参事(兼)人権・男女共同参画推進課長、<br/>綿引入権・男女共同参画推進課副課長<br/>（市民協働部）<br/>石渡市民協働部長、野沢市民活動支援課長、<br/>中山市民課長、窪田市民課副課長、川本市民活動支援課主幹、<br/>会田市民課主幹、小幡市民課主幹<br/>（福祉部）<br/>中井福祉部長、関福祉推進課長、福岡障害福祉課長、<br/>西岡福祉推進課副課長<br/>（都市整備部）<br/>井出都市整備部長、牟田市街地整備課長、富田公園緑地課長、<br/>今井公園緑地課副課長、村山市街地整備課主査、<br/>山中市街地整備課主事<br/>（教育総務部）<br/>永福教育総務部長、福田教育総務部副部長(兼)生涯学習課長、<br/>八木下スポーツ振興課長、横山図書館長、<br/>小野田スポーツ振興課副課長（2 5 名）</p> <p><b>【事務局】</b><br/>徳沢政策担当部長、<br/>関根公共施設マネジメント推進課長、<br/>斉藤公共施設マネジメント推進課調整幹、<br/>高木公共施設マネジメント推進課技師（4 名）</p> |

|                                                                                                                                |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 資料等                                                                                                                            | 別添のとおり      |
| 内 容                                                                                                                            | 会議録（要旨）のとおり |
| <p>●決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の評価については、意見なしとする。</li> <li>・指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。</li> </ul> |             |

# 会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 関根課長

## 1 開会

## 2 会長及び副会長の選出

- ・委員の互選により会長に菊池委員、副会長に村上委員が選出された。

## 3 会長及び副会長あいさつ

- ・菊池会長及び村上副会長から就任の挨拶

## 4 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び出席部室長の紹介を行った。

## 5 議事

### （1）指定管理者の評価について

平成30年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1】「平成30年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」に基づき、事務局から指定管理者の評価方法等について説明した後、各施設の所管部室長から各施設の評価について順次概要を説明した。

### ＜質疑・応答＞

（高橋委員） 中央市民会館について、施設の利用状況で利用件数、利用者数、特に使用料の減少が顕著である。その要因は民間企業や関係団体の利用が減少しているということだが、周辺環境の動向の変化があるのか。また、指定管理者なり所管課で何か分析しているものがあれば教えていただきたい。

（市民協働部） 中央市民会館の民間企業関係団体の利用が減少していることについては、まず施設の予約について、事前の予約で劇場は7か月前から、会議室は4か月前からと非常に早い段階から予約ができる。また、事前に使用日の7日前までに申請をしなければ利用できないということで、直前になって施設を利用したいということであっても、施設の利用がかなわないということがある。そこで、民間企業に確認したところ、緊急的な会議、計画的な劇場等を使った催し物など

の目的で会議室が使えない場合、民間企業が運営するレンタルスペースなどに流れている状況だということが一部から聞こえてきている。民間企業からヒアリング、アンケート等を実施し、詳細な分析をすることで、今後その対応について検討していく。

(高橋委員) 北部市民会館について、図書室の利用者アンケート調査の集計結果では、不満、非常に不満の率が他の施設と比べて高い印象がある。特に不満のところで、それぞれの項目に対して大体5%以上、4.5%の項目もあるが、4.5%から10.1%の幅にあり、こういった不満事項が利用者から寄せられているのか。また、その不満に対し何か既に館のほうで対応していく予定や、今後の改善策、要は利用者の不満を少しでも解消するような施策を考えているのであれば教えていただきたい。

(市民協働部) 北部市民会館図書室については、蔵書が少ないということが挙げられる。また、備品の充実度という関係から、全体的に満足度が低いということになっている。設備、備品の更新で、満足度を上げるべく対応していきたい。ただし、蔵書の増加については、スペースに限りがあることから、良い蔵書を選定し、利用者の興味のある本を並べられるようにしたい。

(高橋委員) 大袋北交流館、桜井交流館、南越谷交流館の3館に共通で、利用者アンケート調査の集計結果で、施設の利便性はどうかといったところの不満のパーセンテージが少し高い印象がある。大袋北交流館では不満5.1%、桜井交流館では不満が5.3%、南越谷交流館では不満が9.0%となっているが、こういった理由で不満が高いのか分析している内容、同じく何か対策を考えていることがあれば、教えていただきたい。

(市民協働部) 大袋北交流館、桜井交流館、南越谷交流館で不満が高いということについては、施設の老朽化に伴い、設備等が市民の利用に不便を感じさせているということがあり、このような要望にはすぐに応えられるものとそうでないものがある。すぐに応えられるものについては、速やかに対応している現状である。また必要に応じ施設の修繕を行い、適正な維持管理に努めていきたい。

(高橋委員) 市民活動支援センターについて、登録団体数は、指定管理者の努力で12団体増加という結果となっているが、一方で事業数は見直しをしているということで、結果減少したということだが、この団体

登録数の増加は、事業数が減ったとしても、事業参加者数の増加につながらないのか。数字としてつながっていないように見えるが、因果関係と、団体登録数が増えることによる効果や、今後の狙い、効果を出せているのかといったところを、どう評価しているのか教えていただきたい。

(市民協働部) 市民活動支援センターについては、施設を利用している市民活動連合会というものがあり、そちらが施設に登録している団体を束ね、様々なイベントや事業が実施されている。市民活動連合会と連携し、横のつながり、マッチングが可能になるように事業活動団体に声をかけ、なるべく多くの団体に登録をしていただけるよう、広く呼びかけをしていることから、団体数が増えたものと考えている。

また、参加者の増加との連動については、イベントを開催する際の天候の問題等があり利用者数が若干減少している。登録している団体には全て声をかけ、参加していただけるように配慮しているところだが、なかなかそれが結びついていないという状況もあることから、市民活動連合会と連携しながら、登録団体にも積極的に参加していただけるような環境整備に努めたい。

(高橋委員) 越谷市斎場で施設の利用状況、これは人が亡くなるという事情により変化することから、そういった外的な要因があるとは思いますが、施設全体としての稼働率を教えてください。

また、市外扱いの火葬件数の減少が増減理由の中で出ていたが、市外扱いというのは、使用料の関係で、市外扱いだと単価が高いという理解でよいのか。

(市民協働部) 斎場について、火葬は午前9時から午後4時まで1時間ごとに受け入れている。告別式等の受け入れで一番稼働率の高い繁忙期の12時台では稼働率が90%以上になっている。これの平均をとると、火葬では平均で約40%となっている。

式場については、特に冬場の繁忙期には90%以上の予約があり、2週間待ちのときもある状況である。

また、市外扱いの区分については、基本的には2市1町の越谷市、吉川市、松伏町が市内料金であり、それ以外については市外料金の適用となる。

(高橋委員) 老人福祉センターけやき荘の利用状況で、毎年約7,000人の利用者が減っているが、その要因の分析で何か詳細に分析されているも

のがあれば教えていただきたい。

また、評価項目で⑤利用者に対するサービスに関する項目の5番アンケートの結果を施設の管理運営の改善に活用しているか、ということで3点の評価をしているが、この意見の中にある使用証更新手続は、当初の指定管理委託の仕様では想定していなかったのか。一般的な感覚だと、当たり前のことかと思うが、これを3点として評価した根拠を教えていただきたい。

(福祉部) 老人福祉センターけやき荘の利用者数が毎年約7,000人減少していることについて、けやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘、ひのき荘、この4館が老人福祉センターで、4館の市内どこでも使えるような形で東西南北へ設置している。ひのき荘については、平成27年12月に市の南部地域に設置したことで、東西南北の基盤整備ができた。また、平成27年のひのき荘開設以来、南部地域在住のけやき荘利用者が、ひのき荘に流れたことにより、利用者が減少したことが要因と分析している。

また、評価の⑤の5番、アンケートの結果を施設の管理運営の改善に活用しているか、の3点評価については、使用証更新手続、これはご指摘のとおり取り組んでいるところだが、評価表に、「また、アンケートの結果を踏まえ、ニーズに応える対応に努めています」と記載している。けやき荘の取り組みにおいては、34ページの一番下に「事業に関すること」の欄で、終活セミナーや片づけ講座などニーズに即した事業が実施され、こういった事業を展開していただけるとありがたいというアンケート結果を踏まえて、これらの新規事業に努めており、利用者ニーズをしっかりと把握していると評価し3点とした。

(高橋委員) 総合公園庭球場について、一括で周辺の施設も指定管理者に委託しているが、アンケート調査の実施の内容と結果のところ、アンケート回収数が低いという印象がある。例えば総合公園多目的運動場は回収数31件、総合公園庭球場は回収数25件、しらこぼと運動公園第2競技場は回収数48件、しらこぼと運動公園野球場は回収数35件であり、利用者数、件数に比べ少ないと感じる。指定管理者が実施しているアンケート調査のやり方と、回収率がどの程度か教えていただきたい。

(教育総務部) アンケートの件数が少ない件については、例えば市民球場は団体利用が多い関係で、アンケート用紙を書いて頂ける機会も多く、約

3割の回収率になっているが、テニスコートはオンライン予約ができ、事務所も通らず施設にそのまま行ける状況であることから、アンケートの協力をお願いするアプローチが難しい。アンケートのやり方や、他の指定管理の施設のやり方等も参考にしながら、工夫していきたい。

また、テニスコートはリピーター利用が大半であることから、特筆すべき問題等があれば、直接事務所に苦情などが寄せられる。利用者が前回書きましたということではなかなか協力が得られない部分もあるが、工夫はしていきたい。

(高橋委員) 新規利用は増えず、リピーターが多いのか。

(教育総務部) テニスコートに関しては、ほとんどリピーターである。

(高橋委員) テニスコートの稼働率はどのくらいか。

(教育総務部) 庭球場の中で一番利用しやすいしらこぼと運動公園庭球場の稼働率が平日で69.9%、休日で98.8%である。

(高橋委員) 全般的に共通する事項で、それぞれ各館で自主事業に取り組まれているが、自主事業の取り組みに対する評価に若干ばらつきがある。特に男女共同参画支援センターで、評価が高めで、自主事業をやっているとプラスで3点になっているケースが見受けられるが、他の施設でも自主事業はやっている。自主事業をやって2点という評価になっていて、自主事業を実施していることに対する評価基準のレベル感が共有されているかという疑問が残る。

(事務局) 自主事業は、市から仕様書において委託しているもの以外に指定管理者において創意工夫をして実施しているものと位置付けている。男女共同参画支援センターの2番の項目では、自主事業の内容や施設の効用を発揮することにつながっている点を高く評価し、3点という評価になっている。ご指摘の評価基準に関しては課題とさせていただきます。

(高橋委員) 施設を有効活用し、その与えられた役割のできる範囲の中で指定管理者が創意工夫することが目的だと思うので、プラスの評価は良いが、その評価が妥当に同じ質で行われているかは、評価の観点からすると大事なことだと思う。なるべく評価はぶれないで、仕組みとして基本的にやるべき管理運営はやっていただいた上で、その中でより市民に還元していくような形にさせていただくということ、さらに相乗効果を生むということが期待される制度だと思う。それを促すことができるような意味でも、適正な評価ができるような仕組

みを課題として検討していただきたい。

最後に感想として、老人福祉センターゆりのき荘の事業に関する  
ことで、昨年度のアンケート結果を参考に多種多様な講座を開催し  
た結果、講座終了後に参加者が主体的に活動を始めたこと。これは  
指定管理者制度の効果として、非常に良い結果だという印象を受け  
た。

(長野委員) 越谷駅東口駐車場について、この施設だけが収支差額が指定管理  
者のインセンティブになっているので、節約したら節約した分だけ  
指定管理者の手元に残るという理解でよいか。この施設だけが節約  
効果が全て儲けにつながるという理解でよいか。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場については、利用料金制度という地方自治法に  
定められた制度を採用している。市の条例で定める使用料の範囲内  
で、指定管理者が駐車場の料金を自ら定めることができる。その使  
用料は、利用料金制度においては指定管理者の収入となる。そのう  
えで、市と指定管理者で定めている協定に基づき、具体的な計算方  
法だと、料金から維持運営経費を引いたもの、これが儲けというこ  
とになるが、基本の納付金を年度協定で定め、平成30年度の場合  
は500万円で、残りを市と指定管理者で割り振るということで、  
平成30年度は市に7割、残りの3割が指定管理者ということで、  
その分が指定管理者のインセンティブとなる。

(長野委員) 総合評価について、最終的に採点するのは所管部長になるのか、  
所管課長になるのか。この総合評価は誰が最後責任を負うのか。

また、指定管理者を指定したときの所管課長が、そのまま総合評  
価を書いている場合と、人事異動して別の人が書いている場合と、  
2パターンあり、評価する課長は変わってしまうという理解でいい  
のか、そうではなくて指定管理者を指定したときの課長が、そのま  
ま現在も評価をしているのか確認させていただきたい。

(事務局) 評価表の5ページに指定管理者評価の流れの概要をフローチャ  
ートで示している。この評価表については、基本的にフローチャ  
ートの2番②所管課で評価の実施、評価表を公共施設マネジメント推進  
課で取りまとめていることから、基本的には各施設の所管課長の権  
限で作成している。

基本的に越谷市の指定管理者の指定期間は5年間としている施  
設が多い。そのため、指定管理者を指定したときの課長と、それか  
ら毎年の評価をしている課長が同じ場合もあれば、人事異動で異な

る場合もある。

(長野委員) これは評価論になるが、自分で指定したものに関して客観的に評価できるのか、それも現実難しく、自分の責任で指定した先で失敗したならば、それは指定した人間が判断を間違ったということになるので、構造的には自分の失敗を回避するようなメカニズムにならざるを得ないということが、管理組織論的にはあるかと思う。一方新たに異動してきた担当者が担うならば、それは一回情報が遮断されるので、ある意味客観的に評価できるということがあり、構造的に自分で指定したところを自分がきちんと評価できるかというのは、かなり難しいというのが管理組織の一般論である。そういう意味で言うと、ここは違う人が見ているのだということがわかった上で我々が確認すれば、この2.0点や2.1点という評価はそうだなということになるので、もしそうでなくて担当課がずっと、指定した人が2.3点とか評価しているならば、逆に低いですねとか、高いですねということを一回聞かないといけないと思い、その質問をしたところである。

(事務局) フローチャートの④番に指定管理者選定委員会というものがあり、これは部長級の職員で構成する庁内の委員会である。こちらの委員会で庁内のオーソライズをして、本日の審査会に意見照会している。公平性や客観性を担保するという仕組み、そういうつくりになっている。今のご指摘については、検討させていただきたい。

(長野委員) 社会福祉協議会が指定されている場合の評価の難しさについて、社会福祉法で、社会福祉協議会の理事会に市の職員が入らなければならないとあり、理事として責任を負わなければならない市の職員が、同時に評価もしなければならないということで、ある面では利益相反してしまっている。理事会メンバーとして指導した上で、ペーパーワークさせているというふうに理解するならば、逆に2以上の評価が出てこないとおかしいというやり方なので、理事会のメンバーとしてコントロールした上で評価するという、そういうふうに我々が理解すべきなのか、この審査会としてどう受けるかという部分かなと思うので、確認させていただきたい。

(事務局) 社会福祉協議会等の指定に関して、先ほどもお話をいただいた、庁内の各部長級で構成する会議、選定委員会がある。本日の資料にはないが、選定委員会の設置要綱の中に、委員は自己が関与する法人その他の団体が選定等の対象となるときは、その選定等にか

かわることができないことと規定している。指定管理者として指定しようとしている団体の意思決定に関与するような会議体に行政職員が充て職で就いている場合には、庁内の会議からは除斥をするという仕組みになっている。

一例を申し上げますと、公益財団法人越谷市施設管理公社が指定管理者になっている施設があるが、同公社には教育総務部長等も所属し、副理事長という職に就いている。つまり越谷市施設管理公社を指定管理者に選定しようとする際の庁内の会議には、教育総務部長等は利害関係者になることから、除斥する取り決めとなっている。

(長野委員) コミュニティ施設の運営協議会の事務局を誰がやるのか、実際に誰がペーパーワークしているのか、各自治体でとても苦労しているように見受けられる。質問としては、今回の評価対象の交流館等、こういった評価業務に係わるペーパーワークを実際に誰が行っているのか確認させていただきたい。自治体によっては、コミュニティ施設のコミュニティ協議会の職員に、市の行政職員が退職出向するというケースがあり、人事ローテーションの中で動いているような状況もある。越谷市の状況がわからないので、そういう意味で人事ローテーションでガバナンスを生かせる仕組みがあるのか、これはやや評価から外れる質問かもしれないが、教えていただきたい。

(事務局) 交流館等のペーパーワークは、先ほどのフローチャートで、この評価表がどのように作成されるかということについて、実際には交流館の運営協議会の方と市民活動支援課の担当職員で書類のやりとりをして、この評価表をつくり上げていくということに実務上はなっている。

(長野委員) 各種指定管理業務を遂行する上で、例えば町内会の財産を持つための地方自治法上の認可地縁団体の受け皿的に使っている場合は、結局事務局を市の職員がやっているというケースが存在するので、そのようなことも踏まえて考えたときに、越谷市はどのように事務を進めているのか。

(事務局) 越谷市の状況を全て把握できていないところもあるが、例えば指定管理者の通帳を市が所有するようなことはない。

(村上副会長) まず、1点目は感想として、利用者アンケートのところで、利用者、利用件数に比べると回答者が少ないというのが率直な印象で、回答の割合も恐らく普通のアンケート調査に比べると、大分良い方向に偏りがある結果が並んでいる感じがある。これはリピーターの

しかも割と好感触を持っている方の回答がとれやすいというところがあると思うので、利用者アンケート結果の満足、非常に満足というのを額面どおりに受け取ると、見誤ってしまうかもしれない。アンケートの結果を好意的に受けとめ過ぎないほうがいいのではないかと、感想として持った。

もう1点お伺いしたいことは、評価表の記述から老朽化が進んでいる施設が多いという感じがした。中には厚紙を張ってすきま風を防いでいる施設も見受けられたが、これは指定管理者に何年間か運営させることにより、その間その場しのぎの修繕だけを行うことになり、施設を休止するような建替えや大規模改修がやりにくくなっているのではないかと。

また、老朽化が進んでいる施設の建替えの予定、あるいは休止の見込みなどがあれば教えていただきたい。

(事務局)

施設の老朽化問題は、各自治体が共通して抱えている課題であり、ご指摘のとおりである。この34の施設の中にも老朽化している施設がいくつかある。老朽化の例ではないが、指定管理者に管理させていた交流館で、土地はJAが所有、建物は市が所有という施設があったが、地主から土地を返還してほしいということで、指定期間を途中で打ち切って返したというような事例がある。

今後も標準的な指定期間である5年間というスパンで考えていくのか、政策的に建替え、あるいは廃止、集約するのかなという議論は将来的に出てくると考えている。指定期間の途中で施設の見直しをすることや、施設がもたないというようなことがあった場合、公共施設等総合管理計画にも照らしながら政策的に判断することになる。

(高橋委員)

公共施設等総合管理計画の策定とその実行という、まさに実行段階にあると思うが、長期スパンで市の保有しているものをどう維持管理していくのかという問題に直面していると思う。その中で財源の要は市の財政状況をにらみながら、いつ、どこで、どの資産に手をつけていくのか、その際には総量管理といって、現状を維持していくのか、拡大するのか縮小するのか、そういった方向性をある程度決めて、その計画と実態をにらみながら維持管理、更新の取り組みなり、それこそ民営化するのかなど、様々な選択肢がある中で、どういう方向として進めていくのかというのを市で検討していると思う。

指定管理者制度というのは、仕様どおりに管理運営業務をやり、かつ市民の利便性の向上に寄与するような、またニーズに対応できるような事業を行っているかを評価するというふうに理解をしているので、この場で資産をどう維持管理していくのかは決められないが、事務事業評価もあるので、本日のこの会議の命題は指定管理者の評価だが、市の事業評価の中でこれを継続するのか、拡大するのか、縮小するのか、廃止するのかという意味決定も存在することから、横断的に連携し、様々な評価のポイントなどを経た上で適正に意思決定され、事業や施設をどうするかということを考えていただきたい。

個々の取り組みが存在していて、横断的な連携をせず、非効率化が生じる可能性もあるので、そこを取りまとめていただき、有機的に連携する取り組みとして進めていただきたい。

#### 【決定事項】

- ・ 今回の指定管理者の評価については、意見なしとする。

#### (2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・ 【資料2】【資料3】に基づき、令和元年度で指定期間が満了となる越谷市市民活動支援センター（市民協働部）、越谷市斎場（市民協働部）、越谷市越谷駅東口駐車場（都市整備部）における指定管理者の更新について、各部から説明した。

#### ＜質疑・応答＞

（高橋委員） 越谷駅東口駐車場について、随意指定の理由を4点述べていたが、当然ながら隣接する商業施設との密接な連携による運営が必要な側面は非常に理解できるが、だからといってそこと同じという必要があるのか。一般的に考えると、公募で他者になったとしても、仕様でイベントの開催や、駐車場の利用は連携して情報共有しながらやることで、問題を解消することも可能なのではないかと。そういった中でもツインシティとしたいという考えの部分について、この記載以外のメリット、デメリットがあれば追加でご説明いただきたい。

（都市整備部） 随意指定としたその他の理由として、管理上のトラブル、クレーム等あった場合、駐車場に管理事務所があるが、そちらに駐車場以外のクレーム、要望等もある。そこはツインシティという会社が商

業棟の管理も行っていることから、これまでスムーズな対応ができた。

また、理由の2番に防災上の一元化ということを経由に挙げているが、消防法により、複合施設の場合は、建築的にはそれぞれ3つの建物という建築の区分にはなるが、複合施設ということで防災・防火体制を一元的に行うことを指導されている。統括の防火管理者を設定し、ツインシティが、日常的な訓練も行い、各店舗や駐車場も含め指導監督の立場の者も出していることから、物理的につながっているということではなく、ソフト面の防災上の連携の必要性もある。

今回、ツインシティを随意指定するということを諮るにあたり、公募も併せて検討した。そういった仕様にして公募ということも考えたが、それよりも市民サービスの低下を招かないように、現状とでもううまくいっている施設なので、そこに公募で仕様を守ればいいというような意味だけで、他者に今のサービスの水準を任せられるかということも検討したが、今のツインシティに管理運営させるのが最善と所管部で判断し、随意指定とした経過がある。

(高橋委員)

越谷駅東口駐車場は未経験の部分もある中で、今比較的うまくいっているんで、このまま安定させたいという気持ちもあると思うが、説明のあった懸念事項も、やり方によってそんなに致命的なデメリットではないと感じる。一般的住民目線として考えたときには、やっぱり今までうまくいっていたのが、お互いわかっているから、わかっている部分は慣れの問題で明確に確認し合わなくてもうまくやってくれる。信頼関係のもとでやられている部分がだんだん多くなっていると思う。そういうことを一から構築し直さなければならぬとか、そこにかかる労力があるのは理解できる。そういったところを踏まえた上で、労力イコールコストに跳ね返ってくることから、指定管理者側だけでなく、職員のコストも想定した上での選定になるかと思うが、そういう意味では今回のツインシティに反対するということではないが、うまくできるのでツインシティでやりたいという感じに受けとれてしまうので、そこは適正に管理できる者が他にいないのかということも公平な立場の中で検討していただきたい。

一回指定すると、5年間は継続して管理を行うことになるが、環

境も変わってきている。担える業者が育っている可能性もあり、環境なり周辺のさまざまな事業の実施主体も踏まえながら継続的に検討してほしい。よりよいサービスを提供する事業者を逃している可能性もある。

(長野委員) 市民活動支援センターの各種業務などの仕様について、まず仕様をつくるときの前提として、市の取り組みの方向性があり、仕様が作成されるという原則を考えると、総合振興計画で掲げている各種事業と、こちらの仕様との関係がどうなっているか、管理上スムーズになっていればいいと思う。

そこで質問だが、市民活動推進の事業と観光・物産情報発信、これは同じセクションが担当しているのか。もし違うとなれば、マルチな才能を持ったところに、業務セクションが手をかえ品をかえつき合いをすると、こういう設計になっているという理解でよいか。シビックプライド醸成というのは、どこが担当するのか。市民活動推進ならば市民協働の部署がやるのだろうが、シビックプライドは多くの自治体では市長直下の部署で行っているというケースが多い。また、図書室は教育委員会が所管という、そういう理解でよいか。

(市民協働部) 市民活動支援センターの中核を担う市民活動の支援という部分は、市民活動支援課で、その中にある一部のシビックプライド醸成等にかかわる観光・物産展示コーナーというものが、部としては環境経済部で、産業支援課、観光課が所管している。ただし、別フロアの図書室については、教育委員会所管の図書館が担当している。こちらについては、定期的に連携を図る会議等を行い、その中で情報交換、情報共有を図りながら、総合振興計画等に基づき事業展開している。

(長野委員) 市民活動支援センターが担うコアミッション、コアバリューが何かということで、図書館業務をうまくやりたいのであれば、大手の業者に管理してほしいが、そんなに予算はないから、大手は参入してこない。そうすると予算の範囲内の規模で運営することになる。そういうことを期待しているのであれば、シビックプライドの話で、昨今、コンサルタント事業者がかなりこの分野に参入しようとしてきている状況もあるので、そちらでやったほうが、むしろ指定管理料ではなくシビックプライド醸成のためのコンサルティング契約

という別枠の中で、センターを使ってくれるような位置づけのほう  
が効率的なのかもしれない。センターを担ってもらう組織に最も求  
めているコアバリューが何かということがぶれてしまうと、事業者  
を選べないということになる。

また、どこがこの施設の力点なのか。実際問題として図書館を運  
営するには、膨大な予算がかかるので、結局のところここに一番お  
金がかかっている。でも、そこはコアバリューではなかったとす  
ると、残念な結果になりかねないので、その辺はいかがか。

(市民協働部) 市民活動団体の育成支援ということをメインにこの施設を活用して  
いただきたいということで、指定管理もそのようにしていければと考  
えている。また、図書室の運営についても、図書館司書を配置するな  
どの要件を提示しているが、そこがコアな部分ということではなく、あ  
くまでも市民活動団体を育成支援するということを主に考えている。

(長野委員) 心配事は、価値の優先順位が見えないと、候補者は困るだろう  
ということで、今の説明どおりであれば、それを求めている企業だ  
ということをはっきりさせないと、手を挙げる側も困ってしまうだろ  
う。そして我々が審査しなければいけないということからすると、  
応募者の能力を評価する際に、何を優先順位にしたらいいかという  
ことが明確でないと、評価に苦慮することも考えられるので留意し  
ていただきたい。

(高橋委員) 今回仕様書案をつけていただいているが、各施設において前回の  
指定管理期間において発注された際の仕様から何か変更している  
点はあるか。

(市民協働部) 市民活動支援センターについて、前回の仕様に関しては、市があ  
らかじめさまざまな事業について細かく指定するという仕様にし  
ていたが、今回は、詳細な事業自体の仕様はなく、指定管理者の裁  
量を広げ、専門性やノウハウ、これまでの実績を最大限生かせるよ  
うな形で仕様を変更し、指定管理者の能力が発揮できるような仕様  
にさせていただいた。そのほかにも事業のみならず、職員の配置基  
準についても非常に細かく前回は指定していたが、所長や、図書室  
の責任者の選任以外の事項は事業者の裁量に委ねるということに  
変更した。

斎場について、市のガイドラインでは指定期間を基本5年間とし  
ているが、PFI事業期間の残りの期間である6年と合わせて指定

期間を6年とした。また、総件数が大幅に増加していることに伴い、前回756万円ほどの人件費を、今回1,155万円とした。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場について、1点目は、管理室職員の常勤時間をこれまでは午前7時から午後11時までとしていたが、この駐車場自体24時間、365日稼動し、夜間の対応も必要だということもあり、24時間常駐するような仕様に変更した。2点目は、これまでは軽微な修繕という記載だけで、1件当たりの金額などはっきりしていない部分があったが、1件当たり50万円未満と明記した。3点目は、法令点検を行った際は、その結果を点検実施日から1か月以内に報告することを、実際には業務的に報告を受けていたが、明確に仕様書に記載することとした。

(高橋委員) 市民活動支援センターの説明で、仕様を従来細かく決めていたが、今回は裁量幅が広くとれるような記載に変え、細かいところの記載は省略しているとのことだが、これによって管理運営業務の質が落ちないようにするための要件定義が必要かと思うが、その対応については具体的なことがあれば教えていただきたい。

(市民協働部) 大きな項目については基本的にはそのまま残し、例えば協働フェスタの開催に伴う協力など、センターの運営管理団体と連携をして積極的に事業を推進することという文言に変更した。

(長野委員) 越谷駅東口駐車場について、指定期間の5年間で技術的な基盤が変わる可能性があり、構造を変えるような大規模な工事ではないが、例えば、無線LANのような端末を閉鎖空間に置くようなことが当たり前になってくるような、一件一件の投資は少ない機器だが、そういったものがあることよっての利便性は大きく高まる。そういう技術革新への対応ということをどう読み込むのか。数年間を見越すというのは、お客様対応として重要なことになりそうだが、少額であっても、細かな対応のようなものは、仕様書のどこで読み込ませるのか。少しの工夫で「選ばれる」駐車場になる要因にもなりそうだが、この保守管理業務の中で全部読み込ませてしまっているとも思えないが。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場については、この仕様書は募集に当たっての仕様書で、5年間有効だが、それをもとにした基本協定を結ぶ。そのほか毎年、年度協定を結んでいる。年度協定の主な内容としては、納付金に関する基準が主なものになるが、対応が必要なもの、また

そうしたほうがより市民サービスにつながるものがあれば、その都度指定管理者と協議し対応していきたい。

**【決定事項】**

- ・指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。

**3 その他**

- ・今後の日程について、事務局から説明を行った。

**4 閉会**

- ・村上副会長から閉会の挨拶